

■美幌町子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて

【計画の見直しに係る経過について】

子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、市町村は国の示す基本指針に即して5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など法律に基づく業務の円滑な実施に関する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとしています。

この計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画とされ、基本的記載事項として市町村が定める区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載し、併せて任意的記載事項として、北海道が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載することとされており、事業計画策定にあたっては、住民の子ども・子育てに係るニーズを把握することが求められ、ニーズ調査（アンケート）を行って策定しています。

こうして平成27年3月に策定しました美幌町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）ですが、計画と実績とが一部かい離していることから、この度中間年におきまして見直しを図ることといたしました。

【計画の見直しに係る「基本指針」の考え方（要旨）】

「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・（略）認定区分にかかる量の見込みと大きくかい離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされています。

【見直しの要否の基準（平成29年1月27日付内閣府事務連絡要旨）】

平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合。

※10%以上のかい離がない場合についても、平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ待機児童等の発生が見込まれる場合、又は市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合には見直しを行うものとする。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

※前記に加え、国から平成 29 年 6 月 29 日付けて「市町村子ども・子育て支援事業計

画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】」で基本的な見直しの手順・考え方の通知が示されました。

この見直しの手順・考え方につきましては、あくまでも基本的な考え方であり、実情に合わせて市町村独自に算定しても良いとの回答を北海道から得ましたので、美幌町独自に実情と照らし合わせて中間年の見直しを今回行うものです。また、見直しは、平成29年度末までに作業完了するよう指示がでています。

※当初策定と現状での主な相違点

- ・児童・生徒の人口が、当初の見込みとかい離（見込みより減）。
- ・当初は認定こども園でも2号認定（保育部門）がある程度増えることを予想したが、実際は1号認定主体（教育部門）であったこと、また、私立幼稚園2園中1園のみが新制度での認定こども園に移行し1園は移行しなかったことによる利用区分人数のかい離。
- ・平成30年度から移行していない幼稚園（大谷幼稚園）が新制度の幼稚園に移行予定となった。
- ・平成31年度から移行している認定こども園（藤幼稚園）が、園舎建て替え及び幼稚園型から幼保連携型に変更し、保育認定部門の大幅増の予定（現定員：満3歳児以上計10人、変更後定員：0歳児以上計40人）。
- ・平成31年度から学童保育所受入れ学年の段階的拡大予定（小学3年生までを小学4年生に拡大し、その後段階的に小学6年生までに拡大予定）。など

以上を踏まえて、平成30・31年度の児童数や需要量・確保方策を見直し、同時に文言の整理も実情に合わせて行いました。（各表の下段朱書きは見直し後の数値）

【美幌町子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会での承認について】

平年29年11月7日（火）、庁内検討委員会に本案を諮り了承を得ています。
※検討委員会の設置：子ども・子育て支援法第61条に規定する美幌町子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）の中間年見直しにあたり、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため設置。

※検討委員会の所掌事項

- 1 支援事業計画の策定及び推進に関する事項
- 2 その他支援事業計画の策定及び推進に関し必要な事項

■今回見直しを行う箇所について

〈児童数の見直し:美幌町子ども・子育て支援事業計画(以下現計画という) P12〉

当初計画の人口推計ではコーホート変化率法で算出していましたが、推計と実績とで10%以上のかい離が見込まれるため、現状から推計し次のとおりとしました(平成27年～29年の下段青文字は4月1日現在の実績)。

児童年齢	実績(人)	推計(人)				
		H26	H27	H28	H29	H30
0歳児	145	147	141	138	133	127
		124	117	109	110	110
1歳児	156	141	142	136	133	128
		148	118	121	109	110
2歳児	161	160	145	146	140	137
		154	145	125	121	109
3歳児	156	164	163	148	149	143
		151	163	144	125	121
4歳児	151	158	166	165	149	150
		154	144	164	144	125
5歳児	169	155	162	170	169	153
		152	145	144	164	144
0～5歳児	938	925	919	903	873	838
		883	832	807	773	719

児童年齢	実績(人)	推計(人)				
		H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 1
6歳児	1 3 7	1 6 6	1 5 2	1 5 9	1 6 7	1 6 6
		1 6 2	1 5 8	1 4 8	1 4 4	1 6 4
7歳児	1 6 6	1 4 0	1 7 0	1 5 5	1 6 2	1 7 0
		1 3 5	1 6 1	1 5 1	1 4 8	1 4 4
8歳児	1 8 0	1 6 7	1 4 1	1 7 0	1 5 5	1 6 2
		1 6 7	1 3 2	1 5 8	1 5 1	1 4 8
9歳児	1 7 2	1 8 2	1 6 9	1 4 2	1 7 2	1 5 6
		1 7 5	1 6 6	1 2 6	1 5 8	1 5 1
10歳児	1 7 3	1 7 5	1 8 5	1 7 2	1 4 5	1 7 5
		1 7 0	1 7 4	1 6 7	1 2 6	1 5 8
11歳児	1 8 8	1 6 9	1 7 1	1 8 1	1 6 8	1 4 1
		1 7 2	1 7 1	1 7 5	1 6 7	1 2 6
6～11歳児	1,016	9 9 9	9 8 8	9 7 9	9 6 9	9 7 0
		9 8 1	9 6 2	9 2 5	8 9 4	8 9 1
0～11歳児	1,954	1,924	1,907	1,882	1,842	1,808
		1,864	1,794	1,732	1,667	1,610

第3章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 新制度の目的

本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律（子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布））に基づく新たな制度であり、平成27年度（平成27年4月）から施行されています。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記に2法に伴う児童福祉法ほかの改正）



平成27年4月 施行予定（新制度スタート）

(2) 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

市町村は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

① 子ども・子育て支援給付

種類	対象事業
(ア) 施設型給付（※1）	幼稚園、保育所（園）、認定こども園
(イ) 地域型保育給付（※1）	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ) 特例地域型保育給付（※2）	べき地保育所
(エ) 児童手当（※3）	—

※1 (ア) 施設型給付、(イ) 地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）した上で給付。（子ども・子育て支援法第19条）

※2 (ウ) 特例地域型保育給付は、離島など特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確保が困難な地域において、これに準じた保育を利用した場合の保育認定を受けた子ども（満3歳以上、満3歳未満）に対する給付。（子ども・子育て支援法第30条）

※3 児童手当法に規定する児童手当の支給（子ども・子育て支援法第9条）

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし（学校教育）	幼稚園
2号認定	3～5歳	あり（保育認定）	保育所（園）、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり（保育認定）	保育所（園）、認定こども園、 地域型保育

② 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

1) 利用者支援事業	8) 一時預かり事業
2) 地域子育て支援拠点事業	9) 時間外保育（延長保育）事業
3) 妊婦健診事業	10) 病児・病後児保育事業
4) 乳児家庭全戸訪問事業	11) 放課後児童健全育成事業
5) 養育支援訪問事業	（学童クラブ）
6) 子育て短期支援事業	12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	13) 多様な主体が本制度に参入すること を促進するための事業

※(12)、(13)については、事業概要が提示されたため今回新規として内容を記載し、今後において検討していくこととします。

2 教育・保育提供区域の設定

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。
- 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じ、認定区分ごと、事業ごとの区域設定を行います。

（1）教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

(2) 美幌町における教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法の基本指針において、町は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっており、設定した区域が、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

本町において、今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、提供区域内においてサービス不足が生じた場合です。その場合、支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域がサービス過多の場合でも申請のある区域には新たに認可することになり、その結果アンバランスな施策配置になる可能性があります。

その他、新たな保育所（園）、幼稚園等の設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可により、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などをできる限り回避する提供区域の設定が必要です。

こうしたことから、それぞれの区域特性、長所短所、上記の観点も踏まえ、基本となる提供区域は、「町全域」とします。

3 教育・保育施設の需要量及び確保方策

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、確保の方策及び実施時期を次のとおり設定します。

(1) 1号認定・2号認定（3歳以上、幼稚園・認定こども園・常設公立保育園）

【見込み量の考え方】

(1号認定)

- 保育の必要がない家庭の3～5歳で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

(2号認定で幼稚園利用希望が強い)

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の3～5歳の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	304人	313人	308人	298人 398人	285人 392人
1号認定	226人	233人	228人	221人 311人	212人 279人
2号認定 幼児期の学校教育の利用 希望が強い	78人	80人	80人	77人 87人	73人 104人
確保の内容					
特定教育・保育施設	130人	130人	130人	130人 407人	130人 407人
確認を受けない幼稚園	180人	180人	180人	180人 0人	180人 0人
過不足	0人	-3人	0人	0人	0人

※常設公立保育園を追加しました。

(2) 2号認定（3歳以上、特例保育・認可外保育施設）

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の3～5歳で、現在幼稚園を利用していない人の割合を推計児童数に乘じて算出しています。

【確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	173人	178人	175人	169人	161人
確保の内容					
特例保育	98人	98人	98人	98人	98人
				141人	141人
認可外保育施設	270人	270人	270人	270人	270人
				30人	30人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

※確保の内容の特定教育・保育施設を特例保育（へき地保育所）に変更しました。

(3) 3号認定（0歳児、認可外保育施設・認定こども園・地域型保育）

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0歳で、保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乘じて算出しています。

【確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	13人	13人	13人	13人	11人
確保の内容					
特定教育・保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
					6人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	15人	15人	15人	15人	15人
				10人	10人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

(4) 3号認定（1・2歳児、保育所・認定こども園・**特例保育**） 【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の1・2歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	83人	80人	76人	76人 80人	73人 94人
確保の内容					
特定教育・保育施設	32人	32人	32人	32人 33人	32人 57人
地域型保育事業（削除）	0人	0人	0人	—	—
特例保育	—	—	—	9人	9人
認可外保育施設	44人	44人	44人	44人 38人	44人 28人
過不足	7人	4人	0人	0人	0人

※確保の内容について、地域型保育事業を削除し特例保育（へき地保育所）を加えました。

4 地域子ども・子育て支援事業の提供

(1) 利用者支援事業

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【確保方策】

- 子育て支援センターにおいて同様の事業を実施していることから、現状の情報提供・相談体制を継続していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- すべての家庭類型の0～2歳で、「地域子育て支援センター」を利用している、もしくは今後利用したいと回答した人の割合を推計児童数に乗じて算出された値に、利用したい平均日数（月当たり日数×12月）を乗じて算出した年間のべ人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】（年間のべ人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,069人日	1,023人日	1,003人日	970人日	937人日
				333人回	333人回
確保の方策	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1か所
					1か所

※単位「人日」は、年間のべ人数を表しています。（当初）

※単位及び方策を見直しに伴う国への調査報告に合わせました。

（人回：1か月当たり、方策：か所）

(3) 妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

- これまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	140人	140人	130人	130人	120人
				120人	
確保の方策	140人	140人	130人	130人	120人
				120人	

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- 推計児童数（0 歳）を基準にこれまでの実績を基に事業量を推定とします。

【確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	147 人	141 人	138 人	133 人	127 人
				120 人	120 人
確保の方策	147 人	141 人	138 人	133 人	127 人
				120 人	120 人

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- これまでの実績から訪問率を算定し、推計児童数を乗じて算出します。

【確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	14 人				
				20 人	20 人
確保の方策	14 人				
				20 人	20 人

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- すべての家庭類型の0～5歳で、泊りがけで子どもを預けなければならなかつた経験があり、「子育て短期支援事業(ショートステイ)」を利用したことがある人、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」ことがある人の割合を推計児童数に乘じて算出した値に、利用したい平均日数を乗じて算出します。

【確保の方策】(年間のべ人数)

- 現在実施をしておらず、ニーズも少ないとことから、今後の要望や状況に応じて検討します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
				0人日	0人日
確保の方策	0人日	0人日	0人日	0人日	2人日
					0人日

(7) 子育て援助活動支援事業

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の5歳で、小学校就学後、放課後の時間に「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)」を利用したいと回答した人の割合を、推計児童数(小学生)に乘じて算出します。

【確保の方策】(年間のべ人数)

- アンケートによる事業ニーズはありませんが、就学前では一時預かり及び病児病後児保育でのニーズが見受けられたため、今後の状況に応じて実施を検討していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(就学後)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保の方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(8) 一時預かり事業

主として昼間において、幼稚園、保育所（園）、地域子育て支援センターその他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児対象型

【見込み量の考え方】

(1号認定による不定期利用)

- 1号認定に該当する人で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出します。

(2号認定による定期利用)

- 2号認定に該当する人で、現在幼稚園を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出します。

【確保の方策】(年間のべ人数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号認定	1,676人	1,724人	1,693人	1,643人	1,469人
	2号認定	14,531人	15,054人	14,900人	14,377人	13,853人
	認定全員				15,000人日	15,000人日
確保の内容						
特定教育・保育施設	7,180人	7,180人	7,180人	7,180人	7,180人	7,180人
				15,000人日	15,000人日	
認可外保育施設 施設数（か所）	10,120人	10,120人	10,120人	10,120人	10,120人	10,120人
				2	2	2
過不足	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※量の見込み、確保の内容を見直しに伴う国への調査報告に合わせました。

（人日、施設数）

② 在園児対象型以外

【見込み量の考え方】

- すべての家庭類型の0～5歳で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じた値に利用したい平均日数を乗じて算出した値から、1号認定による不定期利用分を除いて算出した年間のべ人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】(年間のべ人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	386 人日	349 人日	347 人日	336 人日	331 人日
				770 人日	520 人日
確保方策					
確保の方策	500 人日				
				770 人日	520 人日
施設数 (か所)				4	4
過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※確保方策に見直しに伴う国への調査報告に合わせ、「施設数」を加えました。

(9) 時間外保育（延長保育）事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所（園）等において保育を実施する事業です。
(延長保育・休日保育等)

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳で、認可保育所（園）等を18時以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	18 人	18 人	18 人	18 人	16 人
				40 人	40 人
確保方策					
確保の方策	20 人				
				40 人	40 人
施設数 (か所)				1	1

※確保方策に見直しに伴う国への調査報告に合わせ、「施設数」を加えました。

(10) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。ニーズが少なく施設整備をしても稼働率が低くなることが想定されるため、今後の要望や状況に応じて、近隣自治体への委託を含めて検討していきます。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳で、子どもが病気やケガで幼稚園・保育所（園）等が利用できなかつたことがあり、「父親」もしくは「母親」が休んで対応した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人、及び「病児・病後児保育を利用した」、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）を利用した」、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した人の割合に推計児童数を乗じた値に利用した平均日数を乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】（年間のべ人数）

- 現在実施をしておらず、ニーズも少ないとことから、今後の要望や状況に応じて関係機関や近隣自治体への委託を含めて検討します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	25人日	25人日	25人日	25人日	25人日
確保方策					
確保の方策	0人日	0人日	0人日	0人日	25人日
施設数（か所）				0	0人日

※確保方策に見直しに伴う国への調査報告に合わせ、「施設数」を加えました。

（11） 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

平成27年度からの新制度移行に伴い国の基準としては、小学校6年生までを対象としますが、本町においては現在小学校3年生まで対象となっていますので、今後対象児童の拡充に向け検討していきます。

【見込み量の考え方】

- 低学年、高学年で、今後、放課後に過ごさせたい場所として「学童クラブ（放課後児童クラブ）」を選択した人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】(年間登録人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
【低学年】量の見込み	114 人	111 人	117 人	117 人	120 人
				150 人	150 人
確保方策	170 人				
				150 人	150 人
【高学年】量の見込み	37 人	37 人	35 人	34 人	33 人
				1 人	30 人
確保方策	0 人	0 人	0 人	0 人	40 人
				1 人	30 人
施設数(か所)				3	3

※見直しに伴う国への調査報告に合わせ、「施設数」を追加しました。

(12) 実費徴収に伴う補足給付事業(新規:説明書き追加)

生活保護世帯などの低所得で生計が困難である者の子どもが特定教育・保育等の提供を受けた場合、当該支給認定保護者が特定教育・保育施設に支払う日用品、文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等の一部を助成する事業です。

今後は、国の動向や保護者・園児の状況をふまえながら検討していきます。

(13) 多様な主体の参入促進・能力活用事業(新規:説明書き追加)

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

今後は、事業者からの申請状況等を勘案しながら必要に応じて対応していきます。

5 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新たな制度で学校及び児童福祉施設として1つの認可の仕組みとされました。

しかし、私立幼稚園においては、運営者の事業に対する考え方（建学の精神）や教育・保育に対する方針などがあり、利用者もその考え方への共感が利用につながっていることを考慮すると、認定こども園への移行を一律に促進することは適当でないと考えられます。

私立幼稚園2園のうち1園は平成27年度に移行しましたが、1園は幼稚園のままで平成30年度に新制度での幼稚園に移行となります。幼稚園から認定こども園への移行については、施設並びに運営事業者の意向を尊重することとします。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策（より良い事業の提供に係る基本的考え方と推進方策）

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所（園）、認定こども園）により、質の高い教育・保育サービスを提供します。

また、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業等）は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することとします。

地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担います。

(3) 幼稚園及び保育所（園）と小学校等との連携

町内の幼稚園、保育所（園）、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

(4) 障がい児支援に係る施策との連携

子ども・子育て支援の体制整備に当たっては、児童福祉法等に基づく障がい児支援施策との緊密な連携を図ります。また、

~~障がい児の~~ 早期の支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、障がい児支援担当部局との連携体制を確保するように努めます。

(5) 教育・保育施設の今後の方向性

町内の教育・保育施設等の方向性については、今後の児童数の推移が減少傾向にあることから、町内にある幼稚園2園の存続を前提として美幌・東陽保育園の統合、へき地保育所の老朽化及び児童数減少に伴う再編、閉所などを検討する必要があると考えられます。

各施設の定員数

	大谷幼稚園	藤幼稚園	美幌保育園	東陽保育園	季節保育所	へき地保育所	ひまわり保育園	計
現状	180	140	60	60	100	150	60	750



	大谷幼稚園	藤幼稚園	美幌保育園	東陽保育園	季節保育所	へき地保育所	ひまわり保育園	計
将来像	180	140	120	90	60	590	620	
		170						

※平成31年度から藤幼稚園の2号・3号定員が30人増の予定。

中央保育所（季節保育所）は平成28年度で閉所。